

水路等に接する公園及び公共施設での再発防止策の検討

危険箇所ごとの再発防止策(案)

- 水路に接する施設側の対策については、原則、全てにおいて物理的に隙間を塞ぎ、水路等へ近づけさせないことにより事故を防ぐ。

【危険箇所の分類】

1 フェンス等の構造物が設置されていない箇所、構造物の間に大きな隙間(子どもが通れるような)が確認された箇所

2 フェンス等の構造物の間に小さな隙間が確認された箇所

3 水路の脇に水路の管理用道路が設置されており、そこへの出入口(間隔)を設けており、自由に出入りできる箇所

4 水路の脇に生垣があり、その一部に隙間が確認された箇所

5 フェンスの老朽化等により、隙間等が確認された箇所

【再発防止策(案)】

フェンスを設置する。

狭い箇所でのフェンスの設置が難しいため、ロープやチェーン等により隙間を塞ぐ。

開閉機能を有するフェンスやチェーンを設置する。

生垣の場合、今後の植生の変化により、隙間が広がる等の可能性が考えられるため、景観等に配慮しながら基本的には、水路と生垣の間にフェンスを設置する。

フェンスの修繕等を行う。

その他の再発防止策(案)

- 隙間への転落防止柵の設置といったハード対策に加え、次の救援措置やソフト対策を追加的に講じることが考えられる。

1 転落時の救援措置

水深が深い水路(水深1.0mを超える)等については、水路に転落した場合に備えてタラップ等を設置する。



【タラップ】

2 注意喚起看板の設置

水深が深い水路(水深1.0mを超える)等については、水路沿いの転落防止柵等に、未就学児でも認識できるような注意喚起看板を設置する。



【注意喚起看板】

3 啓発活動

市民に分かりやすい啓発チラシを作成し、HPや自治会等への回覧等で周知する。



【啓発チラシ(富山県の事例)】